

平成26年度 小松島市臨時職員採用試験案内書 (平成27年度採用・身体障がい者対象)

試 験 日	平成27年3月1日(日)
申込受付期間	平成27年1月20日(火)から平成27年2月13日(金)まで
<p>① 持参による申込みは、午前8時30分から午後5時15分まで受付します。(土曜日、日曜日及び休日を除く。)</p> <p>② 郵便による申込みは、平成27年2月13日(金)までの消印のあるものに限り受付します。封筒の表に「臨時職員申込」と朱書きし、宛先を記入した受験票返信用封筒(82円分の切手を貼った長形3号)を同封のうえ、必ず簡易書留郵便にてお申し込みください。 なお、郵便による申込み後、2月19日(木)までに受験票が届かない場合は、早急にご連絡ください。</p> <p>③ 期間経過後の申込みは一切受付しません。また、受付後の変更はできません。</p>	

1. 試験区分・採用予定人員および職務の内容

試 験 区 分	予 定 人 数	職 務 の 内 容
一般事務B (身体障がい者対象)	若干名	事務補助(窓口業務、パソコン実務等)

※同日に実施する区分及び2月22日に実施する選考区分との重複申込みはできません。

2. 受験資格

試 験 区 分	受 験 資 格 ・ 条 件 等
一般事務B (身体障がい者対象)	<p>市民に対する窓口業務ならびに文書作成、表計算等のパソコン実務ができる人で、次の要件のすべてに該当する人</p> <p>①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人</p> <p>②自力による通勤(家族等による送迎を含む。)が可能で、かつ介護者なしに原則1日7時間45分、週5日間、計38時間45分の職務の遂行が可能である人</p> <p>③活字印刷による出題に対応できる人</p>
<p>※パソコン実務については、資格の有無は問いません。</p> <p>※申込時に、身体障害者手帳の写しを添付してください。</p>	

●ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

① 成年被後見人及び被保佐人
② 禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
③ 小松島市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
④ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験日時および試験場

日 程	平成27年3月1日(日)
試験場	小松島中学校(小松島市日開野町字弥三次3-1)※
時 間	受 付： 午前9時から午前9時20分まで 試 験： 午前9時30分から午前11時30分まで

※下肢の障がいなど身体上の理由で、自動車でなければ会場に来られない方については、申込書の該当欄にその旨を記載してください。

4. 試験方法および内容

各試験区分共通	高等学校卒業程度の択一式の筆記試験と小作文
---------	-----------------------

5. 合格・採用および任用期間等

合格および採用	合格者のみに対し、文書で通知	
任用期間	地方公務員法により 最も長い期間でも平成28年3月31日まで。 原則として6箇月以内。ただし、必要に応じて1回に限り、上記期間内で更新の場合があります。	
勤務条件等	勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで 休日・休暇：土日祝日、年末年始 年次有給休暇、忌引、夏季休暇等 ※ただし、配属先によって上記と異なる場合があります。	
賃金・諸手当	一般事務B	日額：6,600円
福利厚生	諸手当 ・通勤手当(通勤距離による。上限あり。)、時間外勤務手当 ・6月期手当(上限32,000円)、12月期手当(上限64,000円) 法令の定めにより、健康保険・厚生年金・雇用保険等に参加	

※上記の勤務条件・賃金等は平成26年度のもので、採用時までには改正があれば変更します。

※合格者の配属先は、3月下旬に決定します。

※この採用試験を受験し合格しなかった者のうち、一定の基準点を満たしている者は、試験の成績順に臨時職員登録名簿に登載し、欠員等が生じた場合に臨時職員として採用することがあります。

試験に関する問い合わせ・申込み先

〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号

小松島市役所 秘書人事課2階分室 電話：0885-32-3804

ホームページ <http://www.city.komatsushima.tokushima.jp>